

## 7. インドネシア

### 7.1. 地理的表示を保護する制度

インドネシアでは、「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号（以下、商標及び地理的表示法）」によって地理的表示を保護している。

法務人権省知的財産総局が管轄しており、専用のロゴマークが設定されている。外国の地理的表示の登録も認めている。

表 37 インドネシアの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
商標・地理的表示法による保護	法務人権省 知的財産総局		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号<sup>152</sup></li> <li>- 地理的表示に関するインドネシア共和国法務人権大臣令 2019 年 12 号<sup>153</sup></li> <li>- インドネシア共和国地理的表示に関する政令 2007 年第 51 号（2007 年 9 月 4 日制定・施行）<sup>154</sup></li> </ul>	○

インドネシアは、1997 年改正商標法（第 14 号改正）により、初めて地理的表示の概念を導入、地理的表示の定義や登録要件等の基本的なルールを定めた。次いで、2001 年改正商標法（第 15 号改正）で、地理的表示の登録手続きを別途政令で定めると示し、これに基づき 2007 年に地理的表示規則を制定し、地理的表示登録制度の運用を開始した。

その後、インドネシアは、グローバル化する経済の中で公正な企業競争、消費者保護及び国内産業保護を図るために、標章及び地理的表示の分野におけるより充実した法規が必要であるとして、2008 年に商標法の改正案を公表。同改正案は商標及び地理的表示法として、2016 年 10 月に国民議会で可決され、同年 11 月に発効した。同法に基づき、2019 年 6 月に新たに法務・人権大臣令として地理的表示規則が制定された<sup>155</sup>。

<sup>152</sup> Law of the Republic of Indonesia No. 20 of 2016 on Marks and Geographical Indications

原文 : [http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu\\_pp/UU%20no%202020%20tahun%202016%20tentang%20Merek1.pdf](http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu_pp/UU%20no%202020%20tahun%202016%20tentang%20Merek1.pdf)

英語訳 : <http://ditjenpp.kemenkumham.go.id/arsip/terjemahan/38.pdf>

日本語訳 : 付属資料参照

<sup>153</sup> 原文 : [https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/indikasi\\_geografis/PERMEN%20INDIKASI%20GEOGRAFIS.pdf](https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/indikasi_geografis/PERMEN%20INDIKASI%20GEOGRAFIS.pdf)

日本語訳 : 付属資料参照

<sup>154</sup> Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 51 Year 2007 on Geographical Indications

英語 :

[http://www.ecap3.org/sites/default/files/IP\\_leg\\_geo\\_ind/Government%20Regulation%20No.%2051%20of%202007%20regarding%20Geographical%20Indications.%20State%20Gazette%20of%202007%20No.%20115..pdf](http://www.ecap3.org/sites/default/files/IP_leg_geo_ind/Government%20Regulation%20No.%2051%20of%202007%20regarding%20Geographical%20Indications.%20State%20Gazette%20of%202007%20No.%20115..pdf)

日本語訳 : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaioku/document/mokuji/indonesia-chiri.pdf>

<sup>155</sup> なお、同規則公布前の申請で登録が完了していないものについては、引き続き 2007 年地理的表示規則が適用される。

## 地理的表示と商標の関係

商標及び地理的表示法には、団体商標の制度も定められている。一般名称と地名を組み合わせた標章が団体商標として登録できるかどうかについて、法律上に明記はなく、取り扱いは不明である<sup>156</sup>。本稿では、団体商標については取り上げていない。商標の出願及び保護制度については、以下の資料参照のこと。

日本貿易振興機構 2018 年 3 月「模倣対策マニュアル インドネシア編」

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/idn/ip/pdf/manual\\_201803.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/manual_201803.pdf)

なお、商標及び地理的表示法第 21 条第 1 項の規定により、標章が登録済みの地理的表示に実質的に類似するか、または同一である場合、申請は拒否される。ただし、第 68 条の規定により、地理的表示の登録申請に先立ち、またはその最中に登録の権利を持たない第三者によって、当該標示が善意により使用される場合、その善意の第三者はその地理的表示の登録日から 2 年間、その使用を続けることができる。また、当該標示が既に商標として登録されている場合、法務人権大臣は、その標示の商標としての登録日から 2 年の期間経過後に、全部または一部の商品種別に対して当該の商標登録を取り消し、これを削除することができる。

## 7.2. 登録の要件・手続・費用

インドネシアの地理的表示保護法における地理的表示の登録要件は下表のとおりである。日本の地理的表示登録生産者団体が、インドネシアでの保護を望む場合、商標・地理的表示法に基づく地理的表示の登録申請が可能である。

表 38 インドネシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
商標・地理的表示法による保護	地理的表示	○	生産団体を代表する任意の主体 州政府、県・市町 村政府	原産国での GI 登録必須	天然物、 手工芸品、工業 製品	無期限

### 7.2.1. 登録要件

#### 登録/保護対象（法第 53 条第 3 項）

商標及び地理的表示法では、地理的表示について天然物、手工芸品、工業製品が登録・保護の対象となる。なお、天然物とは、動植物及び微生物のような生物的要素のみに限らず、石油、天然ガス、鉱物各種、

<sup>156</sup> 地理的表示を団体商標として登録できるかどうかについて、現地法律事務所によつても見解が分かれるが、少なくとも地理的表示は団体商標としては登録しないとの運用がされているようである。団体商標制度の下での商標出願自体、過去 5 年間実績がない。

水及び土のような非生物的要素も含む。また、工業製品とは、中部ジャワ織やシッカ織のような原料を製品に変質させる人間の活動の産物を意味する<sup>157</sup>。

外国からの地理的表示の登録は、その原産国において有効な規定に従って承認及び/または登録されている場合にのみ登録することができる（規則第 19 条第 2 項）。

### 出願人の要件（法第 53 条）

特定の地理的領域において、天然物、手工芸品、工業製品のいずれかを生産する団体を代表する任意の主体、若しくは州政府、県・市町村政府が申請者となり得る。

### 品質特性（法第 1 条第 5 項）

同法は地理的表示を「商品及び/または製品の原産地を示す標識であり、自然的要因、人的要因またはそれらの組合せを含むその地理的環境要因により、そこで生産される商品及び/または製品に特定の社会的評価、品質、及び特性<sup>158</sup>を与えるもの」としている。

次に該当する地理的表示の申請は登録されない。

- a. 国家のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位及び公序に反するも
- b. 社会的評価、品質、特性、原産、製造工程、及び使用方法の全部または一部について、公衆を誤認させるまたは欺くもの。
- c. 類似の地理的表示の要素を示すべく用語が追加されている場合を除いて、植物の品種においてこれまでに使用されておりかつ類似の植物品種に用いられている名称をなすもの。

### 対象地域

対象地域の設定方法について特段の定めは無い。

### 7.2.2. 登録手続<sup>159</sup>

登録申請は、知的財産総局商標地理的表示局(Directorate of Trademark and Geographical Indications)に提出する。書面での申請の他、知的財産総局のウェブサイトを通じた電子申請が可能である。海外からの出願人は、代理人/知財コンサルタントを選任しなければならない。知的財産総局での方式審査、実体審査を経て、登録に至るが、円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は約 1 年である。登録によって得られる地理的表示に関する権利は、保護が与えられる根拠となった社会的評価、品質、特性が維持されている限り有効である。

<sup>157</sup> 実際に地理的表示登録されている工業製品としては、木製家具（地理的表示”Mebel Ukir Jepera”）、シルク織物（地理的表示”Tenun Sutera Mandar”）、銀細工（地理的表示”Kerajinan Perak Celuk Gianyar Bali”）、タバコ（地理的表示”Tembakau Mole Sumedang”）等がある。

<sup>158</sup> 法律の英語訳では”a given reputation, quality and characteristics”となっている。

<sup>159</sup> 2019 年地理的表示規則 第 2 章「地理的表示の登録要件及び手続」、第 3 章「外国からの地理的表示の登録」、第 4 章「地理的表示専門家チーム」参照

出願用紙にはインドネシア語で記入し、以下を添付しなければならない。

- (a) 出願の手数料納付の受領書
- (b) 地理的表示のラベル 2 枚 (2 cm×2 cm～9 cm×9 cm)
- (c) 要件記載書 (Buku Persyaratan) の要約または概要
- (d) 外国から地理的表示を出願する場合は、原産国で承認及び/または登録されたことを証明できる証明証または合法な証拠書類の写し
- (e) 委任状 (代理人を通じて出願する場合)
- (f) 要件記載書
- (g) b~f までの電子データ

上記(f)の要件記載書には以下の情報が含まれる必要がある。海外からの出願の場合は、要件記載書はインドネシア語に加え、英語版の提出も求められる。

- (a) 出願の対象となる地理的表示の出願人のデータ
- (b) 出願の対象となる地理的表示の名称
- (c) 地理的表示により保護される製品の名称
- (d) 特定の商品を同種の他の商品から区別する特性及び品質に関する説明
- (e) 生産される商品の品質または特性に影響を与える地理的環境及び自然的要因、人的要因が一体化されたものの説明
- (f) 地理的表示の対象となる地方及び/または地域地図の境界線の説明
- (g) その地域で生産される商品を指定するうえでの地理的表示に関する歴史及び伝統の概要。これには公衆による当該地理的表示の認識の説明が含まれる
- (h) 生産者が当該地域で関連する商品を生産、処理、または製造することができる生産方法、処理及び製造方法の説明
- (i) 生産される商品の品質を確認するために使用される試験方法の説明、及び商品に使用され、地理的表示が記載されているラベル

商標及び地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは以下のとおりである。

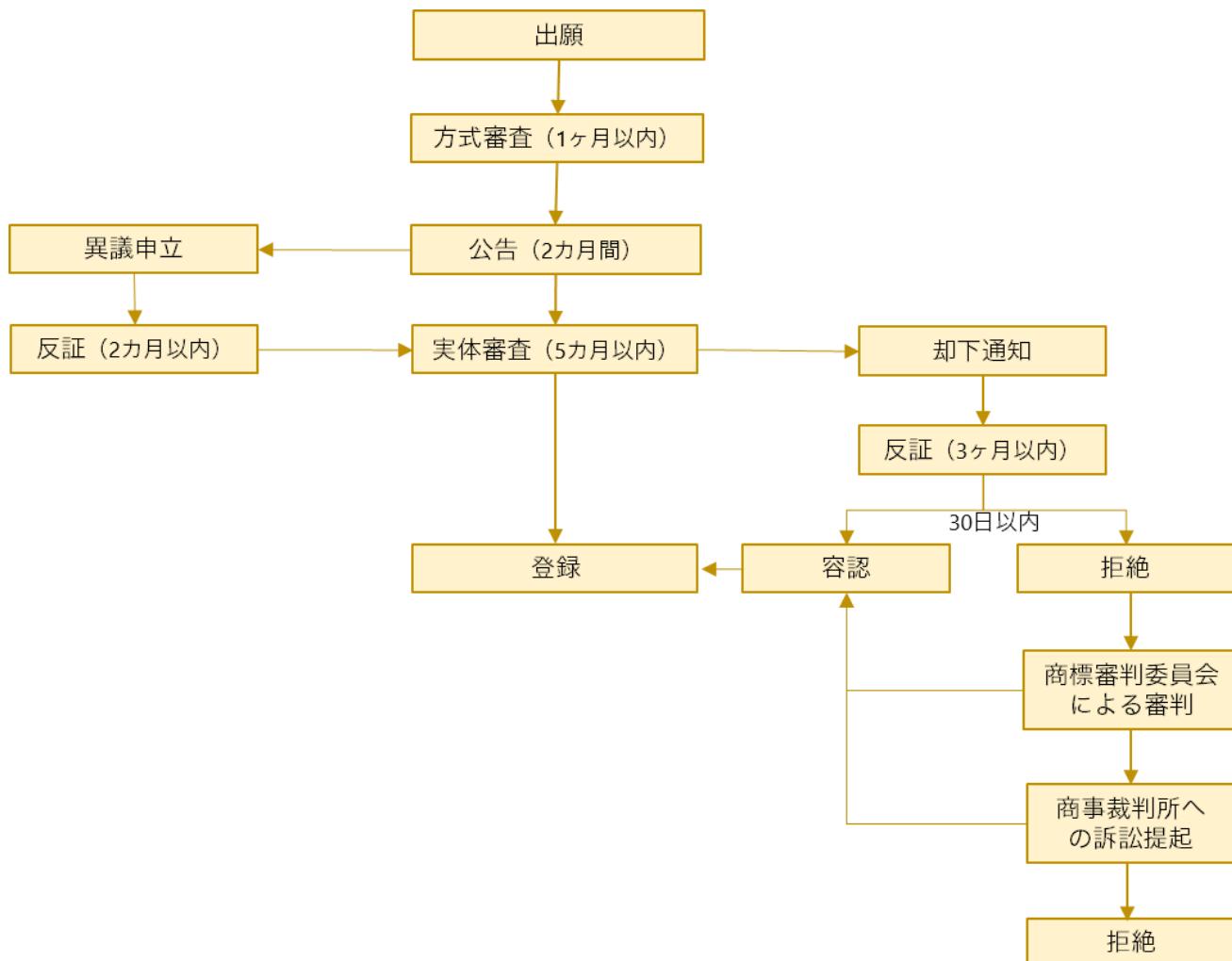


図 27 インドネシアの商標及び地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

### 7.2.3. 登録費用

#### 登録手数料

登録に係る主要な手続きに係る手数料は以下のとおりとなっている<sup>160</sup>。

項目	手数料	
	ルピア	US\$
登録申請	(電子申請) 450.000 (書面申請) 500.000	(電子申請) 33 (書面申請) 37
申請データの変更	200.000	15
実体審査請求	750.000	55
地理的表示の使用登録出願	750.000	55

<sup>160</sup> インドネシア知的財産権総局ウェブサイト (<http://en.dgip.go.id/tarif-indikasi-geografis>)

項目	手数料	
	ルピア	US\$
異議申立	1.000.000	73
控訴	3.000.000	220

## 代理人費用

以下は、登録のための代理人費用として 1 社が参考として挙げた費用の例になる。

項目	代理人費用*
	US\$
登録申請	550
実体審査請求	220
オフィスアクションへの応答	300-800

注) \*翻訳費用を除く。英語からインドネシア語への翻訳が必要な場合、1 ページ当たり 40 米ドル程度。

## 7.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

インドネシアにおける地理的表示の不正使用については、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示の不正使用に対する行政上の救済手段については、地理的表示規則に定められており、知的財産総局や警察が管轄して侵害内容の調査や勧告、刑事処罰等を行う。また、商事裁判所に民事訴訟を起こすことも可能。

表 39 インドネシアの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
商標 · 地理的 表示法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要件記載書の内容に合致しない商品や製品に使用</li> <li>・ 原産地・品質について公衆を誤認させるおそれがある</li> <li>・ 地理的表示の偽造・乱用など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産総局</li> <li>地方政府</li> <li>警察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害内容の調査、勧告、侵害品の没収、刑事処罰</li> </ul>	商事裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事訴訟による侵害行為停止、損害賠償</li> </ul>

### 7.3.1. 不正使用の救済手段

#### 侵害行為の定義

商標及び地理的表示法では、以下の行為が地理的表示の侵害に当たる（法第 66 条）。

- 要件記載書の内容に合致しない商品や製品への、地理的表示の直接的または間接的な使用
- 次に掲げる目的のための、保護されている商品や製品であるかいかないかを問わず、特定の地理

的表示意匠文字の、直接的または間接的な使用

1. 特定の商品や製品が、品質面において、地理的表示として保護されている商品や製品と同等であると示す
  2. 当該使用から利益を得る
  3. 当該地理的表示の社会的評価から利益を得る
- (c) 当該商品の地理的起源について、公衆を誤認させる潜在的な恐れのある地理的表示の使用
- (d) 登録済み地理的表示の非使用権者による、地理的表示の使用
- (e) 商品や製品の原産地または商品や製品の品質について誤認を招きうるような、以下媒体上での偽造または濫用
1. 包装材及び梱包材
  2. 広告における記述
  3. 商品や製品についての文書での記述
  4. 特定の梱包の原産に関わる誤認を招く情報
- (f) 商品や製品の眞の原産地について、公衆を誤認させるおそれがあるその他の行為

## 行政上の救済手段

商標及び地理的表示法第 71 条は、中央政府及び地方政府は、その各々の権限に従って地理的表示の管理を行うべきことを定めている。この管理は、地理的表示登録の基礎を形成した評価、品質及び特性が存在することを保証すること、及び、地理的表示の不正使用を防止することを目的として行われる。

地理的表示の適正な使用を監督し、不正使用を摘発する役割は、知的財産総局商標地理的表示局の下で編成される地理的表示監督チーム、当該地理的表示を管轄する地方政府及び一般市民が担う（規則第 34 条）。地理的表示監督チームは、地理的表示の不正使用を発見した場合、若しくは、地方政府や一般市民からその報告があった場合、その内容を検証・協議し、知的財産権総局を通じて当該地理的表示の権利者及び/または地方政府に勧告を行う（規則第 35～37 条）。

また、地理的表示の権利者は不正使用を知的財産総局または警察に告発し、侵害者に対して刑事罰を求める 것도できる。知的財産総局は、商標の不正使用に関して調査し、犯罪の証拠となる商品を没収するなどの権限を与えられている（法第 99 条）。

刑事罰について、他者が権利を有する類似の商品や製品についての地理的表示にその全体が類似する標示、若しくは登録された商品や製品と同一の標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金、またはこの両方が科される（法第 101 条第 1 項）。また、類似の商品や製品についての他者の地理的表示と本質的に類似する表示、若しくは登録された商品や製品と同一化する標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金、またはこの両方が科される（法第 101 条第 2 項）。さらに、その商品及び/または役務及び/または產品が第 100 条及び第 101 条に引用された犯罪行為にあたることを知りながら、または知っていたであろうことを合理的に疑われるような商品及び/または產品を取引した者は、最長 1 年の懲役刑及び/または最高 20 億ルピアの罰金刑に処される（法第 102 条）。

## 司法上の救済手段

地理的表示の権利者は、地理的表示の侵害行為があった場合、商事裁判所に民事訴訟を提起し、損害賠償と侵害行為停止を求めることができる（法第 67 条）。権利者とは、地理的表示の使用権を持つ生産者及び/または特定の地理的区域のコミュニティを代表し、権限を付与された者をいう（法第 68 条）。インドネシアには 5 つの異なる市（ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサル）に商事裁判所があるが、外国法人等が関係している場合にはジャカルタの商事裁判所に提訴する必要がある。なお、商事裁判所の決定に不服がある場合、最高裁判所に控訴することが可能。

商事裁判所に訴訟を提起した場合の手続きの流れは以下のとおり。

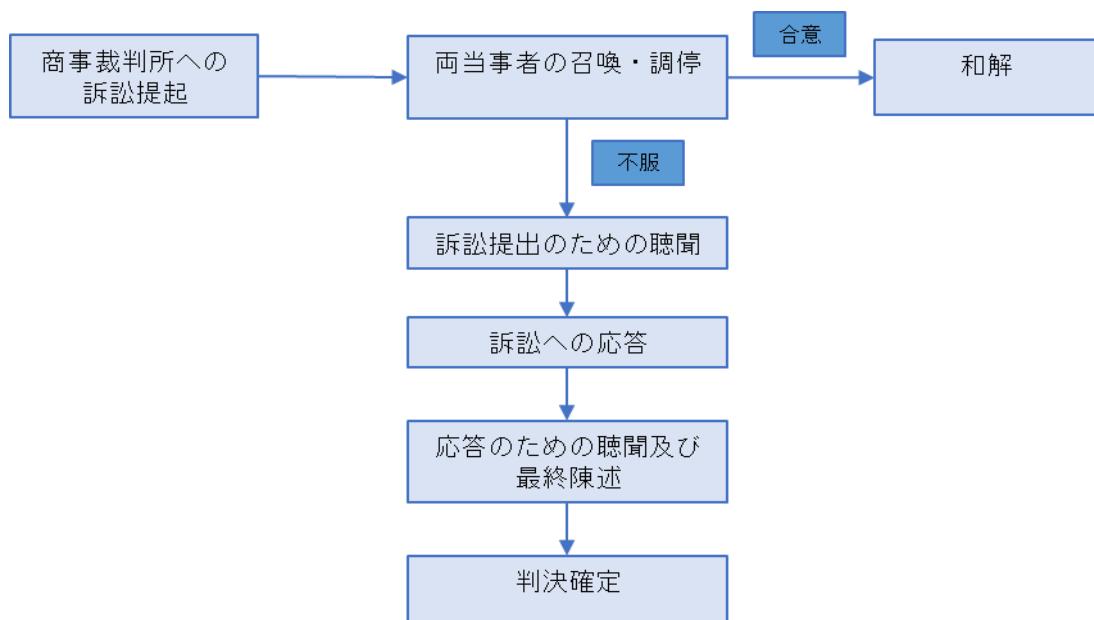


図 28 インドネシアの司法救済手続きの流れ

### 7.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

不正使用に対する民事訴訟及び刑事訴訟に係る手数料及び代理人費用の例を以下に示す。

項目	手数料		代理人費用 (US\$) *
	US\$	ルピア	
商事裁判所	550	3,700,000	8,450 (成功報酬別途 5,000)
最高裁判所	700	5,000,000	4,300 (成功報酬別途 3,000)
警察への告訴	-	-	5,000
(警察の) 強制捜査	-	-	10,000-45,000

注) \*翻訳費用を除く。英語からインドネシア語への翻訳が必要な場合、1 ページ当たり 40 米ドル程度。

## 7.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

インドネシア政府は近年積極的に包括的経済連携協定の締結を進めており、2019年10月に発効した「インドネシア・チリ包括的経済連携協定（IC-CEPA）」<sup>161</sup>では、同国の経済連携協定としては初めて、地理的表示の相互保護に関する規定を設けた。附属書3.10-A/Bによれば、チリにおいて保護の対象となるインドネシア側の農産物、工芸品は計56商品、インドネシアで保護されるチリ側の商品は、ぶどう酒を中心とした計137商品となっている。

また、2018年12月に欧州自由貿易連合（EFTA）<sup>162</sup>との間で署名した包括的経済連携協定では、締約国における地理的表示の保護について定めている。附属書17<sup>163</sup>は、原産地について消費者を誤認させるおそれがあるような、当該産地に由来しない地理的表示の使用を防ぎ、少なくとも農産物及び食品については、同一または同等の商品であっても、当該産地に由来しない商品には地理的表示の使用を防止する措置を講じることを締約国に求めている。

この他、インドネシア政府は2016年よりEUとの包括的経済連携協定締結に向けた協議を継続しており、これまでの協議結果によれば地理的表示に関してもなんらかの取り決めが行われることが見込まれる。<sup>164</sup>

## 7.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

### 7.5.1. 登録の状況

2019年12月26日現在、インドネシアでは88商品が地理的表示登録されている。特にコーヒーが多く登録されており、地理的表示商品としてのコーヒーは認知度は比較的高いが、他の製品については認知度は高くない。

外国の商品としては、Cognac（蒸留酒、フランス）、Champagne（ぶどう酒、フランス）、Pisco（蒸留酒、ペルー）、Parmigiano Reggiano（チーズ、イタリア）、Lamphun Brocade Thai Silk（シルク、タイ）、Tequila（蒸留酒、メキシコ）、Grana Padano（チーズ、イタリア）、Scotch Whiskey（蒸留酒、イギリス）、Modena/Di Modena（ぶどう酒、イタリア）が登録されている。

### 7.5.2. 紛争事例

文献調査を行ったが紛争事例を確認することができなかった<sup>165</sup>。

<sup>161</sup> 協定本文：<https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/efta-indonesia-main-agreement.pdf>

<sup>162</sup> スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの4か国

<sup>163</sup> <https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/efta-indonesia-annex17-intellectual-property-rights.pdf>

<sup>164</sup> [https://eeas.europa.eu/delegations/guinea/53277/eu-indonesia-cepa-negotiations\\_hu](https://eeas.europa.eu/delegations/guinea/53277/eu-indonesia-cepa-negotiations_hu)

<sup>165</sup> インドネシアの商事裁判所の決定は公表されていない。

### 7.5.3. 違反等の状況

#### (1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、インドネシアにおける商標や地理的表示等の出願/登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 1 団体、地理的表示申請中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、インドネシアで同名の商標登録申請があることを確認したケースが 1 件報告された。

#### (2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している产品について、インドネシアにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 1 产品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による「Tajima Australian Grainfed Wagyu」の 29 類での申請が審査中となっている他、「Kagoshima Kurogyu」の 29 類での申請が審査中となっている。

表 40 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（インドネシア）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (インドネシア)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会			Tajima Australian Grainfed Wagyu 	として豪州企業が 29 類で出願、審査中
41	プロシュット ディ パルマ	コンソルツィオ デル プロッシュット ディ パルマ			一般商標 プロシュット ディ パルマ (2018 年出願 審査中)	
56	近江牛	一般社団法人滋賀県畜産振興協会			一般商標 近江姫和牛 (2018 年出願 審査中)	

				Kagoshima Kurogyu
58	鹿児島黒牛 (くろうし)	鹿児島県肉用 牛振興協議会	事例有	 <p>としてインドネシア在 住個人が 29 類で出 願、審査中</p>

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>インドネシア知的財産権総局 商標検索結果：<https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>